

2017年12月28日

企業会計基準委員会 御中

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下、「本公開草案」）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

有限責任監査法人トーマツ
IFRS センター・オブ・エクセレンス

記

2013年6月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）に記されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国においてIFRSの任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。

その後、IFRSと米国基準のコンバージェンスは停滞し、加えて、こうした国際的会計基準と我が国の会計基準との差異も解消されていない現状に鑑み、国際的に活動する日本企業がグループの連結決算を一貫した基準および方針に基づいて国際的に理解される形で実施するためIFRSの適用意義も高まっていると考える。

このため、我々はIFRSの任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が継続されることが適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続も引き続きその目的に貢献することを期待している。

IFRSのエンドースメント手続はIFRSを我が国の制度に組込む手続としての意義を有するが、我が国がIFRSの任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反するものとならないよう手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国においてIFRSの任意適用の拡大が継続し一定の規模に達したなか、IFRSを用いる我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反していると考えられる証拠はなく、エンドースメント手続におけるIFRSの削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。IFRSのエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用というIFRSを用いる本来の意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に悪影響を及ぼす可能性もある。貴委員会はこれまでのところIFRSの削除または修正に相応に慎重に取り組んでいると考えるが、今後も、エンドースメント手続の本質的な意義を踏まえ、削除又は修正を行なうリスクを十分に踏まえた対応の

継続をお願いしたい。

今回のエンドースメント手続で対象となった2014年7月公表のIFRS第9号「金融商品」（以下、「IFRS第9号（2014年）」という。）における改正点などについて、削除又は修正が提案されなかったことは上の観点から適当であると考えている。ただし、IFRS第9号の発効日が目前に迫るなか、その適用に要する準備負荷・期間を考えれば、今回のエンドースメント手続には適時性という点で大きな課題が存在する。加えて、2019年1月1日が発効日であるIFRS第16号「リース」についてもエンドースメント手続は完了に至っておらず、貴委員会の実施しているエンドースメント手続は適時性について課題があると考えざるを得ない。適時性に課題があるエンドースメント手続は、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高め、加えて、実務対応のための適用準備期間を短縮させる結果を招来することが懸念されるほか、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも適当ではない。

我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、基準の設定が適時かつ合理的に行われることは基準設定という行為や基準そのものの品質を示す要素であると考えている。現在進めているIFRS第16号や今後進められると想定されているIFRS第17号「保険契約」を対象とした活動を含め、将来のエンドースメント手続は適時に完了されるべく、今般示された「(参考)今後のエンドースメント手続の進め方」が運用されることを期待している。

次に、公開草案に示された質問項目に対してコメントする。

質問項目

質問 1

IFRS第9号（2014年）における改正点のエンドースメント手続の検討結果について
（第8項から第22項）

当委員会は、第4項(1)に記載したIFRS第9号（2014年）における改正点について、「削除又は修正」の可否を検討しました。検討の結果、当該会計基準について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考えるその理由をご記載ください。

前頁に記載したとおり、IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用している我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第9号（2014年）における改正点について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

一方、IASBは本年10月12日にIFRS第9号(2014年)の適用を補完するIFRS9号の修正(負の補償を伴う期限前償還要素)およびIAS28号の修正(関連会社および共同支配企業に対する長期持分)(以下、「両修正」という。)を公表し、IFRS第9号(2014年)と同時に適用することを可能にしている。理想的には両修正についても今次のエンドースメント手続の対象とすることが望まれるが、手続が間に合わない場合にも適時に修正国際会計基準に両修正が削除または修正なしに反映されることを期待する。

なお、コメントの募集において、IFRS第9号の予想信用損失モデルに削除又は修正を行わないこととした理由として、「日本基準においても期末までにその原因が発生しているとの前提を置きつつ、将来顕在化する損失見込額を計上する」(下線強調を加筆)という表現によって、予想信用損失モデルと日本基準の類似性が挙げられている。しかし、IFRS第9号の予想信用損失モデルは、将来顕在化する損失の原因(デフォルトやその前段としての債務者の財政状態の悪化)が期末までに発生しているかどうかを問わず、また、損失が将来顕在化する確率の高低を問わず、確率加重平均された将来における信用損失を測定するものである。加えて、予想信用損失モデルにおいては、過去実績や報告日の現状に加え、将来の経済的状況についての情報の反映が明示的に求められる(IFRS第9号5.5.17項)。こうした予想信用損失モデルの特徴は日本基準がすべての状況において必ずしも求めているものではなく、IFRS第9号と日本基準の類似性についての貴委員会の整理または表現の再検討を期待したい。

質問 2

その他の会計基準等(第4項(2)参照)のエンドースメント手続の検討結果について
(第23項及び第24項)

当委員会は、第4項(2)に記載した会計基準等について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準等について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考えるその理由をご記載ください。

質問1に対するコメントと同様の理由により、今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

以 上